

河内長野市立図書館公用車広告募集要領（R7.4 改正）

1. 公用車広告募集の目的

今回の募集は「河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱」に基づき図書館事業に係る財源の確保を目的として行うものです。

2. 公用車広告事業の概要

広告の内容を表示したマグネットシートを車体両側面に貼り付けます。

- 車体への直接ラッピング広告はできません。
- マグネットシート製作費は広告主の負担となります。

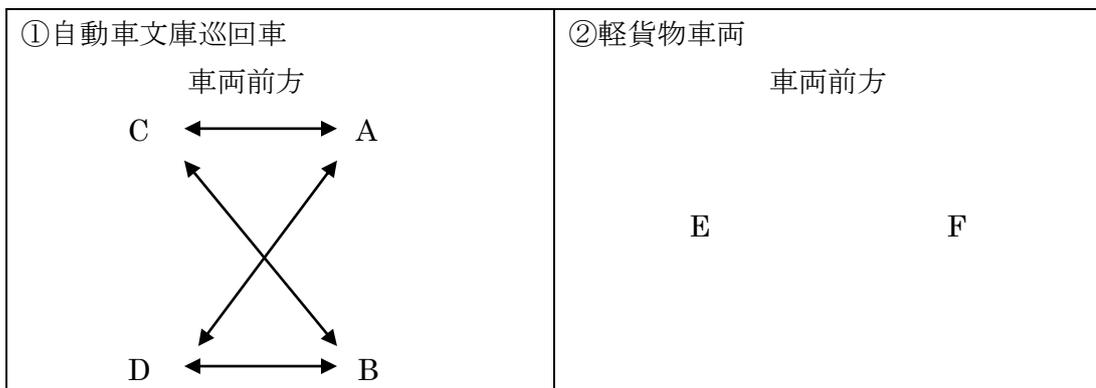
3. 対象となる公用車の選定並びに掲載位置【別紙写真参照】

① 自動車文庫巡回車（A・B・C・D）

② 軽貨物車（E・F）

各左右1面で1申し込み

（A・B）と（C・D）の組み合わせは自由



4. 広告寸法（mm）

A（800×400） B（1000×400） C（550×600） D（600×400）

E・F（600×600） 以内

5. 広告料

掲示場所	広告料
自動車文庫車両 AC・ADの組み合わせ	30,000円／年
自動車文庫車両 BC・BDの組み合わせ	36,000円／年
軽貨物車 EF	30,000円／年

6. 広告掲示期間

4月1日～翌年3月31日まで。

ただし、年度途中で広告主となられた場合は、当該決定通知書に記載された掲載期間となります。更新手続きにより次年度への延長可能。

7. マグネットシートの規格及び作成等

- ① 第4条記載の寸法以内に収まること。
- ② 走行中でも剥がれ落ちない程度の磁力を有すること。
- ③ 発光、蛍光など反射効果のない材料を使用すること。
- ④ 不可抗力による毀損や破損及び第三者による盗難等については、図書館はその責を負わない。経年劣化による色褪せ等広告効果が低下した場合は広告主の判断で修復すること。

8. 申込方法

河内長野市有料広告掲載事業申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

(持参・郵送どちらでも可)

提出書類

- ① 申込者の事業内容がわかる書類
- ② 広告原稿 (カラー)

9. 広告代金の支払い

河内長野市有料広告掲載事業承諾決定通知書と共に発行する納入通知書記載の支払い期限までに一括納付するものとする。(1年に満たない場合は月割りで計算する。)

10. 公用車広告主及び広告の対象

- ① 広告主は企業、団体、商店等の事業者を対象とし、個人は対象外とします。
- ② 広告主及び広告内容については「河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱」「河内長野市有料広告掲載事業に関する掲載基準」に基づき審査・適用します。

11. 募集期間

随時募集 (先着順)

12. 広告主の決定

- ① 申込み順に内容審査の上、決定させていただきます。
- ② 申込み結果については書面にて通知いたします。

1 3. その他

- ① 有料広告であることを明確にするため「河内長野市では、財源確保の一環として広告を掲載しています。広告内容について河内長野市が推奨するものではありません。」の文字を貼らせていただきます。
- ② 図書館のネーミングライツパートナーがネーミングライツ契約に基づき実施する公用車広告に本要領の規定は適用しません。

1 4. 申込先及びお問い合わせ先

〒586-0025

大阪府河内長野市昭栄町 7-1

河内長野市立図書館

(社会教育第2課 図書館企画情報グループ)

(電話) 0721-52-6933 (FAX) 0721-52-6996

メールアドレス toshokan@city.kawachinagano.lg.jp

別紙写真（自動車文庫巡回車）



別紙写真（軽貨物車）

